

2009 年 6 月 1 日

各県本部委員長様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 岡部 謙治
(労働局)

育児・介護休業法等改正法案が国会に提出、衆議院で審議入り

育児・介護休業法等改正法案は、2009 年 4 月 21 日に第 171 通常国会へ提出され、4 月 22 日に衆議院厚生労働委員会で提案理由説明が行われ、審議に入りました。

育児・介護休業法等改正法案概要には示されていませんが、地方公務員特例における対応としては、(1)子の看護休暇制度を拡充する(小学校就学前の子が 1 人であれば年 5 日(現行どおり)、2 人以上であれば年 10 日)、(2)介護のための短期の休暇制度を創設する(要介護状態の対象家族が、1 人であれば年 5 日、2 人以上であれば年 10 日)、(3)3 歳までの子を養育する労働者について、労働者からの請求があったときの所定外労働の免除を制度化する、について、「地方公務員の勤務条件についての最低基準を設ける」という趣旨に鑑み、育児・介護休業法第 61 条を改正する内容を含んでいます。また、非常勤職員についても、国並びで最低基準の保障を措置するものです。

専業主婦(夫)除外規定の廃止等については、総務省は、国家公務員の育休制度の改正検討に併せ対応するとしています。また、短時間勤務制度の義務化については、国家・地方公務員については措置済みです。

連合は、今後、国会審議の動向に合わせて傍聴行動を実施する予定です。

育児・介護休業法等改正法案関係資料を添付します。これらは、厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/171.html>

に掲載されていますので、あわせてご活用下さい。

<以下 PDF データは、資料その他 参照>



添付資料 1 育児・介護休業法等改正法案 概要 171z.pdf



添付資料 2 育児・介護休業法等改正法案 要綱 171aa.pdf



添付資料 3 育児・介護休業法等改正法案(改め文) 171ab.pdf



添付資料 4 育児・介護休業法等改正法案 理由 171ac.pdf



添付資料 5 育児・介護休業法等改正法案 新旧対照条文 171ad.pdf



添付資料 6 育児・介護休業法等改正法案 参照条文 171ae.pdf

【参考】

地方公務員への改正法案による改正後の育児・介護休業法の適用関係について（法律名を省略した条項はすべて、改正法案による改正後の育児・介護休業法の条項です）

(1) 子の看護休暇制度の拡充

- 第 61 条第 8 項 給特法の適用を受ける国家公務員（つまり国有林野事業職員）は、第 16 条の 2 第 1 項の休暇（子の看護休暇）を取得することができます。
- 第 61 条第 12 項 上の規定は、一般職の地方公務員に準用されます。したがって、最低基準という意味を持ちます。ただし、再任用短時間勤務職員（地方公務員法第 28 条の 5）以外の非常勤職員については、当該事業主に引き続き雇用された期間が 6 月に満たない労働者（第 6 条第 1 項ただし書第 1 号を第 16 条の 3 第 2 項により読み替え）とその他厚生労働省令で定める労働者（第 6 条第 1 項ただし書第 2 号、育児・介護休業法施行規則第 7 条参照）は除かれます。

(2) 介護のための短期の休暇制度の創設

- 第 61 条第 13 項 給特法の適用を受ける国家公務員（つまり国有林野事業職員）は、第 16 条の 5 第 1 項の休暇（介護休暇）を取得することができます。
- 第 61 条第 17 項 上の規定は、一般職の地方公務員に準用されます。したがって、最低基準という意味を持ちます。ただし、非常勤職員については(1)と同様です。

(3) 3 歳までの子を養育する労働者の所定外労働の免除

- 第 61 条第 20 項 任命権者（地方公務員法第 6 条第 1 項）は、3 歳に満たない子を養育する一般職の地方公務員が当該子を養育するために請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、所定労働時間を超えて勤務しないことを承認しなければなりません（第 16 条の 8 第 1 項（所定外労働の制限）に準じた規定）。ただし、再任用短時間勤務職員以外の非常勤職員については、当該事業主に引き続き雇用された期間が 1 年に満たない労働者（第 16 条の 8 第 1 項第 1 号）とその他厚生労働省令で定める労働者（第 16 条の 8 第 1 項第 2 号）は除かれます。